

災害援護資金貸付のご案内

1. 災害援護資金とは

東日本大震災により、世帯主が負傷したり住居や家財等に被害があった世帯の生活立て直しのための資金の貸付けを行います。

【申込期限】 平成30年3月31日まで

【申 込 先】 旭市役所社会福祉課 社会班 TEL0479-62-5317

2. 対象となる世帯及び貸付限度額

(1) 被災日（平成23年3月11日）に、旭市に居住する世帯

(2) 次のいずれかの被害を受けた世帯

被害の種類・程度	貸 付 限 度 額	
	世帯主の負傷がない場合	世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合
家財(自家用車を含む)及び住居に損害がない		150万円
家財(自家用車を含む)のおおむね1/3以上が損害を受けた	150万円	250万円
住居が半壊した	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居が全壊した	250万円(350万円)	350万円
住居の全体が滅失・流失した	350万円	350万円

…住居の被害について

・()の金額は、被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分の取壊しなど特別の事情があるときの限度額です。

・住居については、自己所有であることが原則です。ただし、賃貸住宅でも住居の滅失・流失や半壊・全壊により引き続き居住できない場合は対象となります。

…世帯主の負傷について

・千葉県内での震災による負傷が対象となります。

(3) 世帯の平成21年分(平成23年分が平成21年分よりも低い場合は、平成23年分)の総所得が次の表の額未満であること。この額を超えると貸付できません。

世帯の人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失・流失した場合は、世帯の人数にかかわらず、1,270万円
総所得額※	220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に1人増すごとに30万円を加えた額	

※ 総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

3. 貸付条件

今回の東日本大震災では、必ずしも連帯保証人を立てなくてもよいなど貸付条件が緩和されています。

連帯保証人	連帯保証人を立てる場合	無利子
利 率	連帯保証人を立てない場合	年1.5% (注)千葉県の支援制度があります。
償 還 期 間	13年(据置期間を含む)	
据 置 期 間	6年(特別の事情がある場合は8年にすることもできます。)	
	特別の事情がある場合とは、 ① 今回の被災により世帯主が死亡または障害者となった場合 ② 生活保護世帯 または 市民税非課税世帯の場合 ③ 今回の地震・津波により住居が全壊・滅失・流失した場合	
償 還 方 法	年賦 または 半年賦 元利均等償還(繰上償還可)	

《連帯保証人を立てる場合の要件》

- ① 能力者(未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人以外)であること。
- ② 弁済の資力を有すること。
- ③ 原則として、借入申込者と同一市町村内に居住していること。
- ④ 借入申込者と同一の世帯に属する者ではないこと。
- ⑤ 災害援護資金の借入申込者(借受人)となっていないこと。
- ⑥ すでに災害援護資金の貸付に関し連帯保証人となっていないこと。

4. 申込みについて

(1) 借入申込者 被害を受けた世帯の世帯主

(2) 申込みに必要な書類

借入申込者	① 災害援護資金借入申込書 ② 被災証明書 または 罹災証明書（市役所税務課で発行） ③ 世帯全員分の平成21年分所得証明書（市役所税務課で発行） または、平成23年分が平成21年分よりも低い場合は、 平成23年分の所得証明書 ④ 住民票の写し または 外国人登録証明書の写し （市役所市民生活課で発行）世帯員全員が記載されているもの ⑤ 医師の診断書（療養見込期間と療養概算額が記載されているもの） …世帯主が負傷し、療養期間が1か月以上見込まれる場合に必要。
連 帯 保 証 人 ※連帯保証人を 立てる場合のみ	① 住民票の写し ② 保証能力を証明するに足る書類 （例） ・ 所得証明書 ・ 源泉徴収票 ・ 固定資産評価証明書 ・ 預金通帳の写し など

・状況により、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

5. 申込み後の流れについて

(1) 貸付の決定

借入申込書類については、旭市役所社会福祉課で受け付け後、県内47市町村のこの事業を共同処理している千葉県市町村総合事務組合（以下「総合事務組合」といいます。）へ送付します。

総合事務組合において、「災害援護資金借入申込書」の記載内容、提出書類等を確認のうえ、貸付の可否を決定したのち、次の書類を旭市役所社会福祉課を経由して、借入申込者に送付します。

- | | |
|---|---|
| { | ・承認された場合……………「災害援護資金貸付決定通知書」
「災害援護資金借用書」（署名・押印し提出するもの） |
| | ・承認されなかった場合…「災害援護資金貸付不承認決定通知書」 |

(2) 承認後の提出書類

① 提出書類

- | | |
|---|---|
| { | ・保証人を立てる場合……………災害援護資金借用書（連帯保証人と連署・押印したもの）
印鑑証明書（借受人と連帯保証人） |
| | ・保証人を立てない場合…災害援護資金借用書（署名・押印したもの）
印鑑証明書（借受人） |

② 提出先 旭市役所社会福祉課社会班（旭市から総合事務組合へ送付します。）

(3) 貸付金の振込み

総合事務組合が借用書等を確認したのち、「災害援護資金貸付決定通知書」記載の期日に、指定した口座に送金されます。

6. 問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

旭市役所社会福祉課社会班 電話 0479-62-5317

千葉県の支援制度

千葉県では、東日本大震災の被災者に対する生活再建を支援する制度の一環として、災害援護資金貸付償還金の利子補給を行うこととなりました。

この利子補給は、連帯保証人を立てない災害援護資金の借受人が、年1.5%の利子を含めて総合事務組合に償還後、千葉県に申請することにより申請人あて利子相当分が支払われるものです。